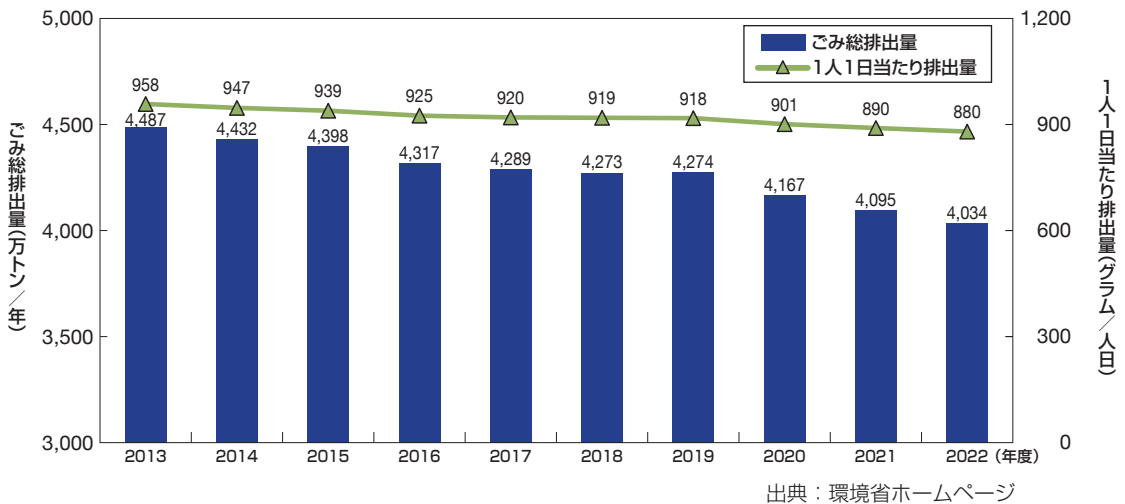


3 廃棄物・リサイクル問題の現状

①一般廃棄物排出量の推移

ごみの総排出量及び1人1日当たりの排出量は、第二次石油危機の1979年度以降にやや減少傾向が見られた後、1985年度前後から急激に増加し、1990年度からは横ばいないし微増傾向が続いてきましたが、2001年度からは減少傾向となっており、2022年度のごみ総排出量は4,034万トンとなりました。2022年度の総資源化量は791万トンで、ごみの総処理量に対するリサイクル率は、1990年度の5.3%から19.6%と大きく増加しています。

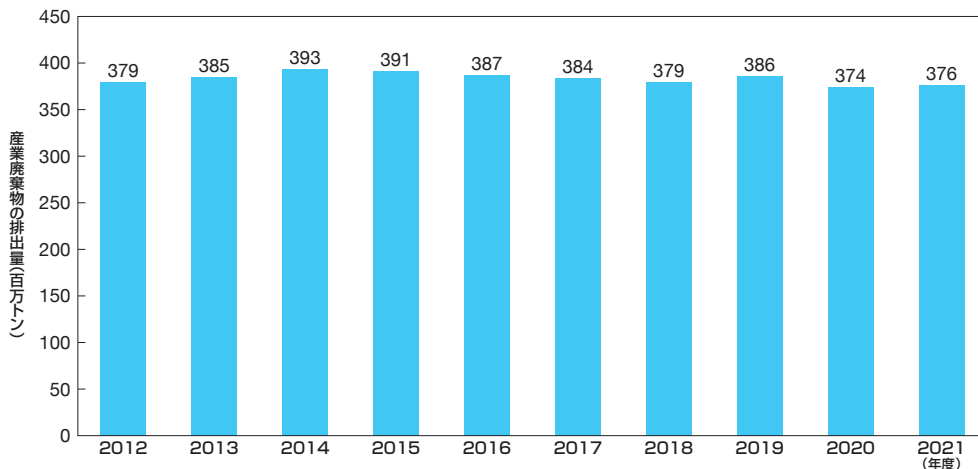
●ごみ総排出量と1人1日当たりごみ排出量の推移



②産業廃棄物排出量の推移

1990年度以降の産業廃棄物の排出量の状況を見ると、4億トン前後で大きな変化はなく、ほぼ横ばいとなっています。

●産業廃棄物の排出量の推移

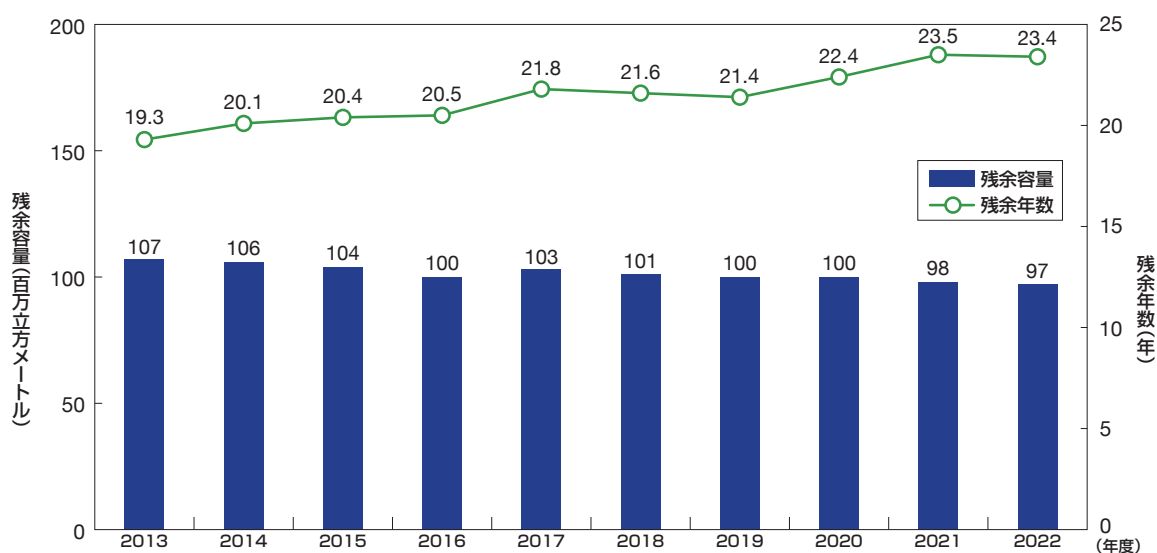


③一般及び産業廃棄物の最終処分場の残余年数と残余容量

2022年度末時点、一般廃棄物の最終処分場は1,557施設、残余容量は9,666万㎡であり、残余年数は、全国平均で23.4年分でした。残余容量と残余年数はほぼ横ばいです。

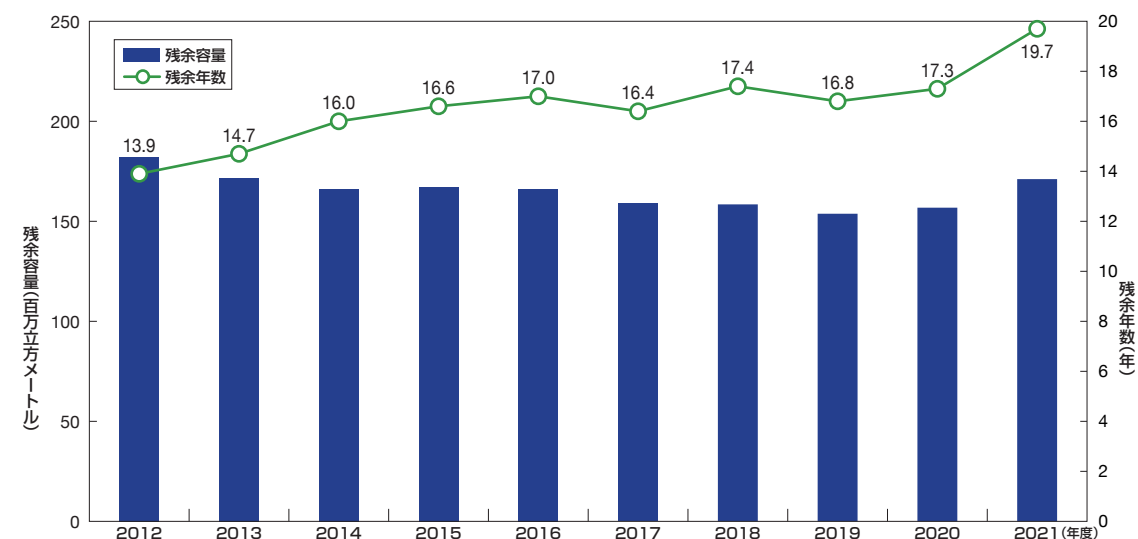
2021年度末時点の産業廃棄物の最終処分場の残余容量は17,109万㎡で前年より約1,402万㎡増加しました。また、残余年数は全国平均で19.7年分であり、徐々に改善は図られています。

●最終処分場の残余容量及び残余年数の推移（一般廃棄物）



出典：環境省ホームページ

●最終処分場の残余容量及び残余年数の推移（産業廃棄物）

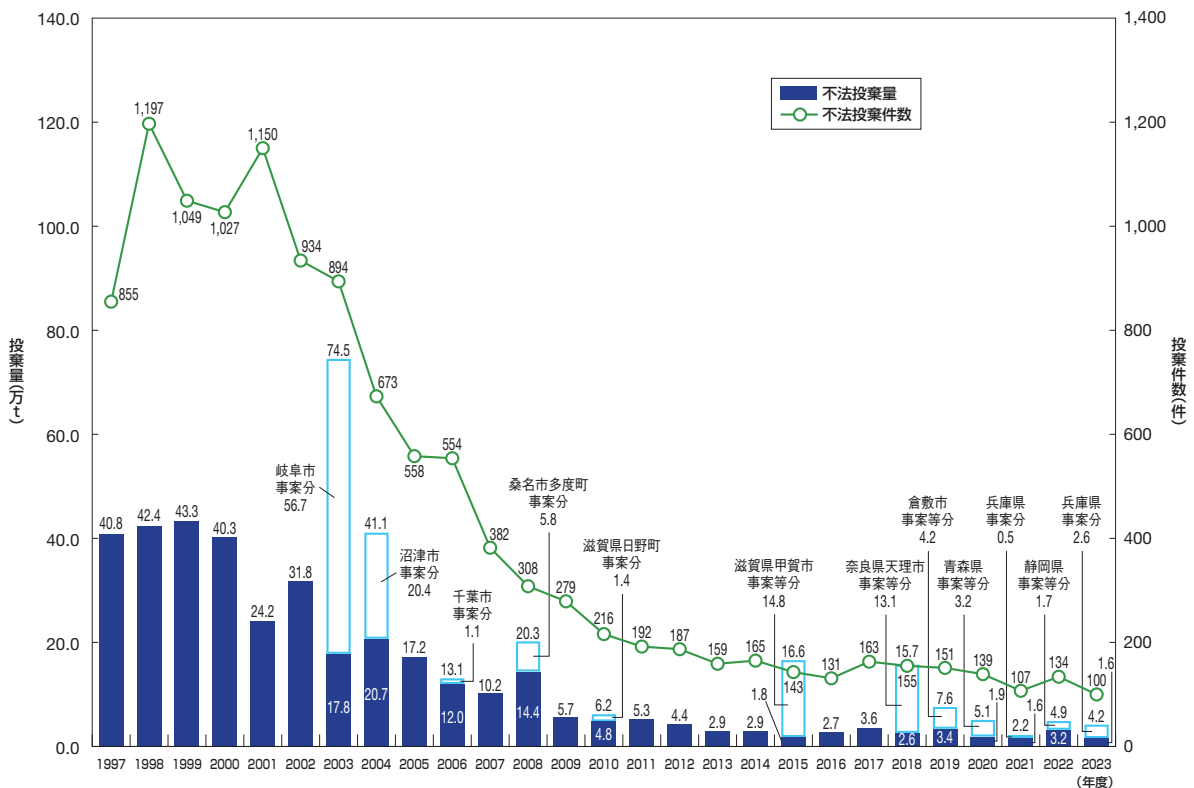


出典：環境省ホームページ

④不法投棄等の件数及び投棄量の推移

2023年度に新たに判明したと報告のあった産業廃棄物の不法投棄は100件、4.2万トン、不適正処理は121件、5.0万トンでした。不法投棄の新規判明件数は大幅に減少しており一定の成果が見られます。不適正処理については、減少しているものの、2023年度においても新規事案が発覚しており撲滅するには至っていません。

●産業廃棄物の不法投棄件数及び投棄量の推移



注)

1. 都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不法投棄事案のうち、1件あたりの投棄量が10t以上の事案(ただし、特別管理産業廃棄物を含む事案は全事案)を集計対象とした。

2. 白抜き部分については、次のとおり。

2003年度：大規模事案として報告された岐阜市事案

2004年度：大規模事案として報告された沼津市事案

2006年度：1998年度に判明していた千葉市事案

2008年度：2006年度に判明していた桑名市多度町事案

2010年度：2009年度に判明していた滋賀県日野町事案

2015年度：大規模事案として報告された滋賀県甲賀市事案、山口県宇部市事案及び岩手県久慈市事案

2018年度：大規模事案として報告された奈良県天理市事案、2016年度に判明していた横須賀市事案、

2017年度に判明していた千葉県芝山町事案(2件)

2019年度：2014年度に判明していた山口県山口市事案、2016年度に判明していた倉敷市事案

2020年度：大規模事案として報告された青森県五所川原市事案、栃木県鹿沼市事案、京都府八幡市事案、水戸市事案

2021年度：大規模事案として報告された兵庫県加古川市事案

2022年度：大規模事案として報告された静岡県掛川市事案、兵庫県加西市事案、兵庫県上郡町事案

2023年度：大規模事案として報告された兵庫県上郡町事案、和歌山県橋本市事案

3. 硫酸ピッチは本調査の対象から除外している。

4. フェロシルト事案は本調査の対象から除外している。

なお、フェロシルトは埋立用資材として、2001年8月から約72万tが販売・使用されたが、その後、製造・販売業者が有害な廃液を混入させていたことがわかり、不法投棄事案であったことが判明したが、既に、不法投棄が確認された1府3県の45か所において、撤去・最終処分が完了している。

※量については、四捨五入で計算して表記していることから合計値が合わない場合がある。

出典：環境省ホームページ